

①地域づくり振興事業

(対象事業)

○集会所施設、関連設備等整備事業

新築 必要経費の3分の1以内 限度額150万円

改修等 必要経費の3分の2以内 限度額150万円

○防犯灯設置事業

新設、全取替(老朽化) 1基当たり 限度額5万円

(ポール設置等特殊事情がある場合は上限8万円)

○防災資機材等整備事業及び防災訓練等事業

自主防災組織の世帯数に応じて限度額20～60万円(世帯数に応じて)

○防犯カメラ設置事業

必要経費の3分の2以内 限度額20万円

○集落機能再編・強化事業補助金

組織統合に要する経費 限度額30万円

○地域づくり活動維持活性化事業補助金

活動に必要な備品等の購入に要する経費の3分の2以内

限度額40万円

②地域づくり各種助成事業等

・協働による持続可能なまちづくり支援事業

市民が主体となり社会的課題の解決に取り組む事業に対して
必要な経費上限25万円を補助

・地域支え合い生活支援事業

市民が主体となり高齢者の生活支援に取り組む事業に対して
必要な経費上限30万円を補助

・あいのりタクシー支援事業

市民が主体となり高齢者等の交通手段確保に取り組む事業に対して
必要な経費上限80万円を補助

・地区サポーター設置事業

事務支援を必要とする地区まちづくり推進委員会に対して
地域団体からの人選により地区サポーター(会計年度任用職員)を配置